

業務部速報



No. 54

発行 21. 9. 24

JR東労組 業務部

申10号

「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する申し入れ 第1回団体交渉(1項~6項)を行う! ②

3. これまで実施してきた各種施策等における労使議論の経過と、確認事項を遵守すること。

組合 ジョブローテーションの労使議論経過と確認事項についても遵守することでよい。	会社 労使双方で互いに確認したことは遵守しなければいけない。 確認!
(営業)統括センター新設時は、新たな職場になるため、概ね10年の考え方がリセットされるのか。	新設することのみでリセットするわけではない。業務内容・勤務箇所が変わった時に起算し直すことになる。
同一(営業)統括センター内で担務変更した場合はリセットになるのか。	そうだ。(リセットのタイミングについては)見習いから1本になった際にリセットになる。キャリア加算も1本になった時であり合理性がある。

これまで実施してきている各種施策等における労使議論の議論経過と確認事項を遵守する考えであることを確認!

【現業機関の新設】

4. 統括センター間、営業統括センター間及び総括センターと営業統括センター間における兼務・連携は行わないこと。

組合 A 統括センター所属社員が、営業統括センターや B 統括センターに兼務して業務では幅が広すぎるため、統括センター間などの兼務・連携は行うべきではない。	会社 業務範囲は1つの統括センターであり、他の統括センターと兼務するのは現実的ではない。
---	---

5. 統括センター及び営業統括センターの新設にあたっては、取り扱い誤りを防止し作業性を高めるため、駅業務の各駅における違いを把握し、マニュアル化すること。

組合 統括センター、営業統括センターを新設する場合各駅の設備の違いがあり取扱いが様々ある。主管部が事前に把握しマニュアルを作成するべきである。	会社 各駅に特情があるので、今でも分かるようなマニュアルはつくっており、引き続きやっていきたい。 確認!
--	--

エスカレーターやエレベーター等、必要な教育・訓練・マニュアル整備を行うことを確認!

6. 車両センター及び技術センターの組合員は職場においてグループで行う計画的な業務の他に、突発的な異常時対応が求められるため、統括センター及び営業統括センターと業務や連携する場合でも、所属職場の業務を優先させること。

組合 車両センターや技術センターが兼務・連携を行った場合も、それぞれの系統において、これまでと同様に技術・技能を積み上げ、安全レベルの向上に努めることは変わらないか。	会社 安全レベルの向上に努めることに変わりはない。 確認!
--	---

車セ・技セの業務に支障を出さないことを前提にすることを確認!

次回交渉は10月1日に予定しています!